

大船高等学校

県立高校改革実施計画Ⅲ期（令和6～9年度）に向けた特色ある取組み ～指定校を求めることのない教育活動の推進～

県立高校改革実施計画（Ⅲ期）が令和6年度から令和9年度までの4年間で実施されるにあたり、県教育委員会からの推進校等の指定を受けていない大船高等学校においても、Ⅲ期計画を踏まえた特色ある教育活動を推進するため、令和5年度までに次のような取組みを実施してきました。本校ではこれらの取組みを基盤として、令和6年度以降においても県教育委員会からの指定を求めることのない独自の教育活動を推進してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。（以下、★印として記載したものが本校の取組みや考え方）

I 質の高い教育の充実

Ⅰ 重点目標Ⅰ「すべての生徒に自立する力・社会を生き抜く力を育成します」にかかる具体的な取組み

（Ⅰ）教育課程の改善

ア 教育課程の改善

★ 新学習指導要領に対応した教育課程及び大学進学等を念頭に置いた授業実践を確実に推進するため、英語・数学・国語・地歴公民・理科の5教科において各教科・科目の3カ年を見通した指導計画を策定するとともに、教育課程及び授業実践上の課題を解決するために指導計画を定期的に見直し改善を図っている。【企画会議】

イ 生徒学力調査の実施

★ 生徒学力調査の実施の有無に関わらず、常に教育課程の改善を進め、各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動（HR、学校行事等）、教育課程外活動における関連づけを図りながらカリキュラム・マネジメントの充実を図っている。【企画会議】

ウ 教育課程研究開発の指定

・「シチズンシップ教育に係る研究」

★ 本校で育成を目指す資質・能力の一つとして、スクール・ポリシーに「社会貢献力」を掲げ、地域行事への参加、社会福祉施設訪問、小学校ボランティアなどの地域貢献活動を推進するとともに、毎年3月に2年次全生徒を対象にシチズンシップ教育講演会を開催し、社会や政治への参加意識を高める教育や消費者教育、租税教育などを実施している。【生活支援G】

・「学習評価に係る研究」

★ 国立教育政策研究所「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料、神奈川県教育委員会「指導と評価の一体化の視点からの授業づくり」を根拠とし、本校の教務規定に従って各教科が月例教科会や学期末教科会議など

を通じて組織的に学習評価を行い、成績会議をもって学習評価を確定している。担当者間で評価に差異が生じないように授業準備の段階から情報共有を図っている。【学習支援 G】

・『総合的な探究の時間』に係る研究

★ 総合的な探究の時間においては、スクール・ポリシーに基づき、読解力や論理的思考力を身に付け、自ら課題を発見し解決する探究的な学力と、自己の将来を深く考え、その実現に向けて取り組む力を育成することを目標とし、持続可能な社会を考える教育活動を実施している。1年次では個人テーマをもとにしたグループ活動、2・3年次では個人研究を基本として SGGsなどをテーマに、3年間の学びの連続性を持たせた探究課題に取り組み、考察を深化させながら結論に導くこととしている。【学習支援 G】

(2) 授業力向上の推進

ア 授業力向上推進重点校の指定

★ 授業力向上推進重点校の指定については、本校は該当していないが、推進重点校の指定を受けるまでもなく、すでに校内授業研究と組織的な授業改善、管理職による授業観察と指導助言、教科内や他教科の授業見学、他校訪問による授業見学等により、学校全体で組織的に授業力向上の取組を行っている。また、月例教科会等を通じながら、スクール・ポリシーに掲げた「不断の授業改善・徹底した教科指導」の取組状況を確認し、個人や組織の取組の改善を図っている。【学習支援 G】

イ ICT利活用授業研究推進校の指定

★ ICT利活用授業研究推進校の指定については、本校は該当していないが、推進校の指定を受けるまでもなく、すでに校内授業研究や管理職による授業観察の場を活用し、一人一台端末の有効活用を行うための授業方法の研究に取り組んでいる。また、ベネッセのクラッシーを令和5年度から導入し、各教科における個別最適化の授業方法や家庭学習との連携・融合の新たな可能性について模索しながら取り組んでいる。【学習支援 G、進路支援 G】

(3) プログラミング教育の推進

ア プログラミング教育研究推進校の指定

★ プログラミング教育とは、コンピュータを扱い、問題解決や自己表現を行えるようになるための教育であるが、高等学校では、特にプログラミングの考え方を使えるようになることに重点が置かれている。プログラミング教育研究推進校の指定については、本校は該当していないが、「情報 I」が1年次に必修、3年次に自由選択となっており、コンピュータを扱いながら問題解決や自己表現の方法を学んでいる。また、他教科の授業においては、目的を達成するために物事の筋道を考えて段階的に判断する論理的思考に加え、効率的に最適な手順を考えるプログラミング的思考も培うように組織的に取り組んでいる。【学習支援 G・情報科】

(4) 生徒の英語力向上の推進

ア 英語資格・検定試験の活用

★ 毎年10月に本校を会場として希望者に対して、英検1次試験（準2級、2級）を実施している。合格者に対しては、11月に協会から指定された会場において英検2次試験を実施している。本試験において取得した資格は、大学入試の受検要件として活用することとしている。【英語科】

イ 生徒海外留学支援の実施

★ 保護者やヒップファミリークラブなどの海外留学支援団体等から要請があった場合には、生徒本人と保護者の意向を確認したうえで、生徒の海外留学支援や海外からの留学生の受け入れを積極的に行い、派遣生徒や在校生徒の豊かな国際感覚と高い実践的英語力の育成を図っている。【学習支援G】

(5) 歴史・伝統文化教育の推進

ア 逆さま歴史教育にかかる研究校の指定

★ 逆さま歴史教育にかかる研究校の指定については、本校は該当していないが、地歴科や総合的な探究の時間の授業において、意図的計画的に「逆さま歴史教育」の手法を導入し、生徒の論理的思考力を育成する取組みを実施している。また、歴史・伝統文化教育の推進については、「鎌倉の自然と文化に学び、郷土を敬愛する心ゆたかな人間を育てる」ことが本校の教育目標の一つに掲げられており、毎年1年次を対象に鎌倉探索、隔年で1・2年次を対象に能・狂言教室を実施している。【地歴科、学習支援G】

(6) 学習機会拡大の推進

ア 県立高校生学習活動コンソーシアム等の形成・推進

★ 生徒の多様な学習ニーズに対応するため、県教育委員会の一組織として「県立高校生学習活動コンソーシアム」の協定を大学、企業等と結んでいる。【県教育委員会】

イ 県立高校生学習活動コンソーシアムモデル地域の指定

★ 本校は該当していない。

ウ 県立高校単位互換システムの構築

★ 大学等が開講する講座などにおける学修を通じて単位認定を行う単位互換システムの活用に取り組んでいる。【学習支援G】

(7) 学習意欲の向上と確かな学力の育成

ア 確かな学力育成推進校の指定

★ 確かな学力育成推進校の指定については、本校は該当していないが、生徒情報交換会を定期的実施し、学習に配慮や支援を必要とする生徒の把握を組織的に行い、授業担当者が生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を構築し、生徒の学習意欲を引き出しながら確かな学力を身に付ける取組みを実施している。【生活支援G、学習支援G】

イ 定時制・通信制教育の推進

★ 本校は該当していない。

2 重点目標2「生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組みます」にかかる具体的な取り組み

(1) 教育課程の改善[再掲]

ア 学力向上進学重点校の指定

★ 学力向上進学重点校の指定については、本校は該当していないが、これまで本校では、学力向上進学重点校と同様に、生徒一人ひとりの希望進路の確実な実現が図れるよう、また、将来の日本や国際社会でリーダーとして活躍できる高い資質・能力を持った人材を育成できるように取り組んできた。また、これまで本校では、学力向上進学重点校へのエントリーについて検討した経緯は見られない。これは、県教育委員会が定める学力向上進学重点校の指標を達成するための教育活動を本校で実施することが、県民から本校に求められているミッション（使命や役割、存在意義）として相応しくないと判断してきているからである。本校では、今後も生徒一人ひとりの学びを大切にしながら学習指導やキャリア教育にあたり、生徒本人の希望する進路の確実な実現を図れるように取り組むとともに、重点校へのエントリーによる特色検査を希望することなく、中学校の各教科と学力検査5教科の学力を着実に形成した、本校を第一希望とする中学生に受検していただきたいと考えている。なお、特色検査で求められる応用的な学力については、本校入学後に実施される総合的な探究の時間を中核としたカリキュラム・マネジメントによる授業実践などの応用的発展的学習により十分に培うことができると考えている。【校長】

イ STEAM 教育研究推進校の指定

★ STEAM 教育とは、各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科等横断的な教育であり、Science、Technology、Engineering、Mathematics に、Liberal Arts の (A) を加えたものである。STEAM 教育研究推進校の指定については、本校は該当していないが、本校では、常に教育課程の改善を進めており、各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動（HR、学校行事等）、教育課程外活動における教育活動の関連づけを図りながら、教科等横断的な教育課程や指導方法、学習プログラム等の研究開発に取り組んでいる。【企画会議】

(2) 科学技術・理数教育の推進

ア 理数教育推進校の指定

★ 理数教育推進校の指定については、本校は該当していないが、将来国際的に活躍できる科学技術系人材の育成をも図ることができるようにするため、令和4年度入学生以降において、国公立や難関私立の理系大学進学希望者に対応できる教育課程表を編成し実施してきている。理科では、科学的思考を養うため、1年次では「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」を必修で学習し、2年次では理系進学希望者に「物理」「化学」「生物」のいずれかを選択で学習し、3

年次では必要に応じて「物理」「化学」「生物」を1～2科目選択し学習することとしている。数学では、数学的思考を養うため、2年次までに「数学Ⅰ」「数学A」「数学Ⅱ」を必修で、2年次に「数学BC」を選択で、3年次に「数学Ⅲ」を選択で学習し、加えて3年次では必要に応じて「数学ⅠA」「数学ⅡBC」を選択で学習することとしている。また、生徒対象の進学分野別説明会を開催する中で、大学における授業内容や研究方法について学ぶことで人材育成を図っている。【学習支援G、進路支援G、理科、数学科】

(3) グローバル化に対応した先進的な教育の推進

ア グローバル教育研究推進校の指定

★ グローバル教育研究推進校の指定については、本校は該当していないが、国際的な視野を持ち、多様な価値観を受容できるグローバル人材を育成できるようにするため、令和4年度入学生以降において、1年次の「論理・表現Ⅰ」で1クラス2展開の少人数学習を展開し、ALTを交えたプレゼンテーションやスピーチなどのアウトプット活動を積極的に行い、表現力の向上を図ってきた。令和6年度入学生以降においては、1年次の「論理・表現Ⅰ」、2年次の「論理・表現Ⅱ」で2クラス3展開の習熟度学習を実施することを検討している。希望者に対して英検試験を実施したり、3年次の選択科目を有効活用したりするなどして、3カ年で段階的に語彙力、速読力、リスニング力、ライティング力を育成している。【学習支援G、英語科】

イ 国際バカロレア認定推進校の指定・取組みの普及

★ 本校は該当していない。

ウ 英語教員の海外研修の実施

★ 生徒の英語によるコミュニケーション能力を高めるため、本校の英語教員に対しても海外派遣研修が県教育委員会として実施されている。【県教育委員会】

エ 外国につながるのがある生徒への教育機会の提供と学習支援

★ 在県外国人等の入学者選抜特別募集については、本校は該当していないが、日本語を母語としない生徒の学習支援・進路支援が必要となった場合には、県教育委員会と連携し、対応にあたることとしている。【学習支援G、進路支援G、県教育委員会】

(4) 専門教育の推進

ア 県立高校生学習活動コンソーシアム等の形成・推進 [再掲]

★ 生徒の多様な学習ニーズに対応するため、県教育委員会の一組織として「県立高校生学習活動コンソーシアム」の協定を大学、企業等と結んでいる。【県教育委員会】

(5) 国の研究開発にかかる指定事業の活用の推進

ア 国の研究開発にかかる指定事業の積極的な活用

★ 国の研究開発にかかる指定事業に対して積極的な活用を図る意向は持たないが、本校のミッション（使命や役割、存在意義）として相応しいと判断できる

指定事業があった場合には、採択や研究開発の検討を行う。【企画会議、校長】

3 重点目標3「共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育を推進します」にかかる具体的な取組み

(1) 教育相談体制の充実

ア 教育相談コーディネーター養成の拡充

★ 教育相談コーディネーターの養成については、県教育委員会が実施する養成のための研修講座を積極的に活用し、本校における研修受講修了者を増員させることで、教育相談体制の充実に資することとする。【生活支援 G、県教育委員会】

イ ソーシャルワークの視点をもった教員の養成

★ 県教育委員会が実施するソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修を積極的に活用し、本校における養成研修修了者等を増員させることで、教育相談体制の充実に資することとする。【生活支援 G、県教育委員会】

ウ 様々な課題を抱える生徒に対する支援体制の充実

★ 県教育委員会が主体となった様々な課題を抱える生徒に対する支援体制の充実について、県教育委員会に積極的に連携協力するとともにその取組みを有効活用することで、不登校、長期欠席などの様々な課題を抱える本校の生徒に対する支援体制のさらなる充実を図る。【生活支援 G、県教育委員会】

(2) インクルーシブ教育の推進

ア インクルーシブ教育に関する学校支援の充実

★ インクルーシブ教育を推進するために県教育委員会が主体となって取り組んでいる県立学校に対する支援について、必要に応じて活用する。【学習支援 G、進路支援 G、県教育委員会】

イ インクルーシブ教育実践推進校の指定

★ インクルーシブ教育実践推進校の指定については、本校は該当していないが、インクルーシブ教育実践推進校における取組成果を本校の学習指導や生活指導等の場面に活かすこととしている。具体的には、生徒一人ひとりの教育的ニーズの把握に努め、ユニバーサルデザインを生徒の学びの場に取り入れるなど、困り感のある生徒に対して多様な学びの選択肢を提供することとしている。【学習支援 G、進路支援 G、生活支援 G、県教育委員会】

ウ 通級指導導入校の指定

★ 本校は該当していない。

II 学校経営力の向上

4 重点目標4「学校の教育目標の着実な達成をめざす学校経営に取り組みます」にかかる具体的な取組み

(1) 自律的・組織的な学校経営の充実

ア スクール・ポリシーに基づく教育活動の推進

★ 令和3年度にスクール・ポリシーを策定し、学校ホームページ等で公表し、令和4年度からこれに基づく教育活動を推進している。【企画会議、県教育委員会】

イ 学校評価・第三者評価システムの改善・充実

★ 学校評価システムについては、学校運営協議会に外部有識者の委員の視点を加えた学校評価部会の運営を推進することにより、より良い県立高校づくりに取り組んでいる。【企画会議、県教育委員会】

ウ 学校経営・学校運営に資する外部人材の活用

★ 高い資質・能力を発揮して、本校の教育力や経営力の向上にとって期待される人材や、働き方改革を進めるための学校運営をサポートする人材として、SC、SSW、スクール・メンター、ALT、業務アシスタント、部活動指導員、部活動インストラクターを雇用し、学校経営・学校運営に資する外部人材の活用を図っている。【校長、県教育委員会】

エ 地域協働・地方創生による学校づくり活動支援事業の取組み

★ 地域協働・地方創生による学校づくり活動支援事業については、県教育委員会が主体となって取り組むこととしているが、今後の状況を踏まえて必要に応じて活用する。【企画会議、県教育委員会】

(2) 県立高校への理解を深める情報提供の推進

ア 活力ある魅力にあふれた県立高校の情報発信

★ 学校ホームページや学校紹介動画等の充実、リーフレットの作成及び学校説明会の開催等により、本校の魅力や特色等にかかる取組内容について積極的に情報発信している。【地域交流 G、企画会議】

(3) 教職員の実践的指導力向上の推進

ア 研修効果を測れる、柔軟で効果的な研修体系の構築・運用

★ 県教育委員会が実施する教職員研修を活用するとともに、校内教職員研修の実施や OJT、校内授業研究、組織的な授業改善、管理職の指導助言等により、本校の教職員の実践的指導力向上を図っている。【学習支援 G、進路支援 G、生活支援 G、企画会議、校長、県教育委員会】

5 重点目標 5 「地域の新たなコミュニティの核となる学校づくりを進めます」にかかる具体的な取組み

(1) 地域協働による学校運営の推進

ア 神奈川らしいコミュニティ・スクールの導入・推進

★ 平成30年度より、学校運営協議会に設置されている部会の活性化を図りながら、コミュニティ・スクールをいかした学校運営を推進し、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりに取り組んでいる。【企画会議、校長、県教育委員会】

6 重点目標 6 「生徒が安全・安心で快適に学べる教育環境の提供に取り組めます」にかかる具体的な取組み

(1) 県立高校の教育環境整備

ア セキュリティを担保したICT環境整備の推進

★ セキュリティを担保しつつ、技術の進展に対応した基盤整備や情報機器の適正な配置・更新など、県教育委員会が主体となって推進しているICT環境の整備を積極的に取り入れて活用している。【管理情報G、県教育委員会】

イ 実験・実習等にかかる教科教育及び専門教育の環境整備の推進

★ 理科の実験・実習や、芸術、体育、家庭などの実技指導を伴う教科の設備・備品、専門教育のための設備・備品の整備については、県教育委員会が主体となって取り組むこととしているが、今後の推進状況を踏まえて積極的に活用する。

【学習支援G、管理情報G、企画会議、県教育委員会】

ウ 耐震化・老朽化対策のさらなる推進

★ トイレ環境の改善については、令和5年度（Ⅱ期実施計画）までに終了した。今後、県教育委員会が引き続き主体となって取り組む「県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）」に基づいた耐震化対策・老朽化対策については、その推進状況を踏まえて積極的に活用する。【事務室、企画会議、県教育委員会】

Ⅲ 再編・統合等の取組み

7 重点目標7「少子化社会における適正な規模等に基づく県立高校の再編・統合に取り組めます」にかかる具体的な取組み

(1) 学校規模の適正化の推進

ア 学校規模の適正化

★ 学校規模の適正化については、県立高校改革実施計画（全体）に方針が示されており、各学校の設置規模や受入れ学級数の状況などを踏まえたうえで、これまでの標準規模（1学年6～8学級）以上とすることを基本としつつ、地域性やそれぞれの学校、生徒の実情にも配慮して取り組むとされている。このことを踏まえ、県教育委員会には学校の実情を説明するとともに学級数の意向を明確に伝え、県教育委員会の決定事項に従うこととしている。【校長、県教育委員会】

(2) 課程・学科等の改善

ア すべての県立高校に共通する教育課程等の改善

★ 令和4年度入学生より、新学習指導要領に基づいた教育課程を編成し、生徒の学習や進路ニーズ等に応じた教育活動を推進している。教育課程の改善については定期的に見直すこととしているが、教育課程表自体については、まずは3カ年の教育活動を実践し、各教科、特別活動、総合的な探究の時間、教育課程表全体のバランス、カリキュラム・マネジメントの実施方法、年間指導計画等を振り返ったうえで改善点を明確にし、改善の有無も含めた検討を行うこととしている。【教育課程研究委員会、各教科、各学年、各グループ、企画会議、校長】

イ 全日制の改善

★ 本校は該当していない。

ウ 定時制の改善

★ 本校は該当していない。

エ 通信制の改善

★ 本校は該当していない。

(3) 県立高校の適正配置

ア 課程・学科等の改編による適正配置（全日制）

★ 本校は該当していない。

イ 再編・統合による適正配置（全日制）

★ 本校は該当していない。

ウ 課程・学科等の改編による適正配置（定時制）

★ 本校は該当していない。

(令和5年10月20日作成)